

投資信託累積投資約款

株式会社 **琉球銀行**

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さまと株式会社琉球銀行(以下「当行」といいます。)との間の投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)の累積投資取引に関する取り決めです。当行はこの約款に従って、累積投資契約(以下「契約」といいます。)をお客さまと締結いたします。

第2条(定義)

累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客さまの指定預金口座から引き落した金銭または投資信託受益権振替決済口座(以下「振替決済口座」といいます。)に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的にを行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客さまの金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客さまの金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いいたしません。

第3条(累積投資契約の申込方法)

1. お客さまが、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、これを当行にご提出いただくことにより累積投資契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り累積投資契約を締結することとします。
2. 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客さまの「累積投資口座」を開設いたします。

第4条(累積投資取引の申込方法)

1. お客さまが、個別の投資信託について累積投資取引を申し込むときは、前条規定の累積投資契約を締結した上で、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、当行にご提出いただくことにより申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。
2. 累積投資取引のうち投資信託定時定額購入サービスの申込方法等については「りゅうぎん積立投信(定時定額購入サービス)契約規定」によるものとします。

第5条(買付方法、時期および価額)

1. 当行は、お客さまからこの約款に基づく、累積投資取引による買付けの申込みがあったときは、投資信託受益権振替決済口座管理規定その他の約款・規定等の定めるところにより、対象となる投資信託の買付けを行います。
2. 前項の買付けに伴う取得価額は、原則として買付約定日の基準価額に所定の購入時手数料および消費税を加えた額となります。
3. 買付けされた投資信託の所有権およびその収益分配金または元本に対する請求権は当該買付けがあった日からお客さまに帰属するものとします。

第6条(累積投資契約に係る投資信託の管理)

この契約によって買付けされた投資信託は、振替決済口座に記載または記録して管理します。

第7条(収益分配金の再投資)

1. 前条の振替決済口座に記載または記録されている投資信託に係る収益分配金は、お客さまに代わって当行が受領の上、税金等を差し引いた金額をお客さまの累積投資口座に繰り入れ、対象となる投資信託の目論見書(投資信託説明書)等に定める方式により当該投資信託の買付けを行います。なお、この場合、購入時手数料等は無料といたします。
2. お客さまはいつでも前項の買付けの中止を、当行所定の書面に必要事項を記入の上、当行にご提出いただくことにより申し出ることができるものとします。その場合、それ以後の収益分配金については指定預金口座に入金するものとします。ただし、日々決算型の投資信託については、収益分配金の再投資を停止することはできません。

第8条(換金または振替)

1. 当行は、お客さまから換金の申込みを受けたときは、投資信託受益権振替決済口座管理規定その他の約款・

規定等の定めるところに従い、累積投資取引による投資信託の換金を行います。

2. 前項による換金により、当行がお客さまに代わって受領した当該投資信託の換金代金(当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に換金口数を乗じた金額)については、当該換金代金から、当該換金に係る費用等(換金に係る手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等)を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客さまの指定預金口座に入金します。

第9条(累積投資取引の解約)

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約できるものとします。
 - (1) お客さまから累積投資契約の解約のお申し出があったとき
 - (2) 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) 累積投資取引による投資信託がすべて償還されたとき
 - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. この契約が解約されたときには、当行は遅延なくお客さまの累積投資口座で管理中の金銭を指定預金口座に入金するとともに、当該投資信託の受益権をお客さまに返還いたします。

第10条(申込事項等の変更)

1. 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続により、遅滞なく当行に届出てください。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第11条(約款の変更)

1. この約款の各条項その他の条件は、法令の変更又は監督官庁の指示、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. 当行ウェブサイトがこの約款が掲載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された約款が最新の約款であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

第12条(その他)

1. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく当該投資信託返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく当該投資信託返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく当該投資信託の買付けもしくは当該投資信託返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
2. この約款に定めのない事項については、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、当該投資信託の「目論見書」、および同約款の定めに従うものとします。

以上